

# 子ども医療費助成 小6、中3まで拡充

県内15市町村の子ども医療費助成制度 (保険医協会調べ)

## 「併用レセ」で医療機関の負担軽減を

	通院		入院		所得制限
	現行	10月より	現行	10月より	
富山県	3歳児		未就学児		あり
富山市	未就学児	→ 小学6年	小学6年	→ 中学3年	あり
高岡市	小学3年	→ 小学6年	小学6年	→ 中学3年	あり
魚津市	小学3年	→ 小学6年	小学6年		あり
氷見市	小学6年		中学3年		あり
	3人以上の多子世帯は中学3年				
滑川市	中学3年		中学3年		なし
黒部市	小学6年		小学6年		なし
砺波市	小学6年		小学6年	→ 中学3年	あり
小矢部市	中学3年		中学3年		なし
南砺市	小学6年		小学6年		あり
射水市	中学3年		中学3年		なし
上市町	小学6年		小学6年		あり
立山町	小学6年		小学6年		あり
入善町	中学3年		中学3年		なし
朝日町	中学3年		中学3年		なし
舟橋村	小学6年		小学6年		あり

### すべての市町村が県の制度に 上乗せして実施

子どもが医療機関を受診した際の窓口負担分を市町村が助成する、子ども医療費助成制度の対象年齢拡大の動きが続いています。

子ども医療費助成制度は、県の助成に市町村が独自に上乗せして実施されています。県の制度は通院は三歳児まで、入院は未就学児まで、一方、対象年齢をさらに拡大したり所得制限をなしにするなど上乗せ分は市町村の独自の判断で行われます。

### 福祉医療費請求書の事務量増大

子ども医療費助成制度における助成方法には、窓口無料となる「現物給付」と子ども医療費助成制度に窓口にいったん支払った後市町村に申請して助成を受ける「償還払い」の二通りがあります。

〇六〇七年の県単独医療費助成制度の見直し議論が行われた当時は、市町村の多くは未就学児や小学三年までを対象にしています。〇八年度より県の制度

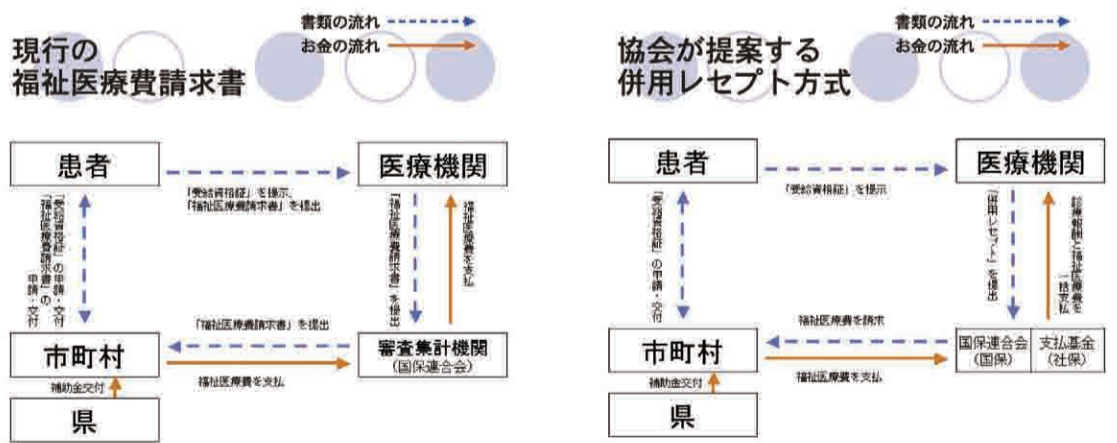
に所得制限が新たに導入された際、それによって生まれた財源を対象年齢の拡大に充てる動きがありました。近年は、少子化対策、子育て支援、自治体間競争といった理由から小学六年や中学三年まで対象が拡大されており、今年十月には富山市や高岡市などでも対象年齢の大幅な引き上げが予定されています。

現在、レセプトは原則電子請求(オンライン)又は電子媒体での請求で行うこととされており、レセプト件数に占める割合は、医科九五%、歯科四六%と特に医科ではほとんどが電子レセプトで請求が行われています。しかし、福祉医療費請求書は現在も紙媒体であり、助成制度の対象拡大により特に小児科の医療機関などでは請求書作成の事務負担が大きなものとなっています。

### 協会、「併用レセプト方式」を提案

市町村の厳しい財政状況の中であっても、必要な住民サービスとして子ども医療費助成の対象を拡大する市町村の取り組みを、協会は歓迎するものです。一方で助成対象の拡大により、福祉医療費請求書の作成に伴う医療機関の事務負担も大きくなることから、協会では福祉医療費請求書ではなくレセプトと一緒に請求

## 「現物給付方式」と「併用レセプト方式」の違い



### 「併用レセ」は患者にも 市町村にもメリットがある

自治体が行っている医療費助成制度は、子ども他障害者やひとり親家庭などを対象にしたものがあります。協会は、現在すでに三二の都道府県で「併用レセプト」方式が採用されています。プロト方式の導入を市町村に働きかけるよう要請し、全ての医師会長より賛同を得ました。「併用レセプト」方式を導入するには実施主体である市町村と審査支払機関(支払基金)との契約が必要であることから、協会は患者、医療機関と市町村にとっても利便性のある「併用レセプト方式」への切り替えを市町村に対し、今後改めて働きかけていきます。

	現行の「現物給付」方式	「現物給付・併用レセプト」方式
患者	・窓口負担なし ・福祉医療費請求書が必要	・窓口負担なし ・福祉医療費請求書は不要
医療機関	・窓口負担分の請求のため、手作業による福祉医療費請求書の作成・提出が必要	・併用レセプトを提出するだけで、福祉医療費が診療報酬と一括して振り込まれる(別途、書類作成は不要に)
市町村	・手作業による集計が必要 ・国から市町村国保への補助金が減額されるペナルティあり	・事務量が大幅に軽減される ・ペナルティあり
集計機関	・正確な福祉医療費の点検・集計が不可能な状態となっている	・レセプト審査と一体で処理できることから、正確な請求が実現する